

令和5年度 奈良県いじめ対策委員会 概要

- 1 開催日時 令和5年12月25日(月) 9時30分～11時30分
- 2 開催場所 奈良県庁 教育委員室
- 3 出席者 ○委員
田辺委員長、大橋委員、太田委員、林委員 (※欠席：川上委員)
○県教育委員会事務局
教育次長
人権・地域教育課長、学ぶ力はぐくみ課長
教育研究所教育支援部長、同主幹、同支援・相談係長、同生徒指導係長
同生徒指導係指導主事

- 4 議 事 (1) 奈良県のいじめの現状について
(2) 県教育委員会のいじめ防止等の取組について
(3) 個別の情報等が含まれる事案等について
(4) その他

○公開・非公開の別
(1) 公開
(2) 公開
(3) 非公開 ※「審議会等の会議の公開に関する指針3の(ウ)」に
(4) 非公開 規定される事項が含まれる可能性が高いため

5 議事概要

(1) 奈良県のいじめの現状について

- 令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における奈良県の「1,000人当たりの認知件数」における国公立小・中・高・特別支援学校の合計は前年度より1.9ポイント減少し58.1件となった。この数字は平成27年度以降8年連続して全国平均を上回っている。「校種別」では、小学校で認知件数が多く、積極的に認知されている。県教育委員会としては、いじめの些細な兆候であっても積極的に認知し、対応に繋げていくよう各学校に求めており、認知件数が多いことを肯定的に捉えている。
- 「解消率」は、前年度より2.8ポイント減少し80.4%となり、昨年に続き全国平均を上回った。その要因としては、令和3年度に定めた「いじめ防止強化月間」(12月)の浸透とそれにかかる取組があると考えられる。「人権を確かめ合うアンケート」を実施し、その後、各学校で面談等を行い、些細な、軽微ないじめも見逃すことなく認知するとともに解消に向けた適切な取組がなされている。
- 「発見のきっかけ」については、全国に比べて「アンケート調査などの学校の取組により発見」の割合が高いことが、奈良県の特徴である。また、「態様」については、各校種とも「冷やかしかりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて、小・中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が2番目に多くなっている。一方で高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が2番目に多い結果となった。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」については、小・中学校でも増加傾向が見られる。

※ 各委員より、「いじめに関するアンケート」について、「県内全ての学校で実施されているのか。」という確認や、「小学校におけるいじめの認知件数が減少しているが、これは学校において認知に対する理解が進んだことによる高止まりの状態なのか、学校の積極的認知に対する意識の希薄化によるものなのか、学校が落ち着いてきていると捉えるものなのか、分析をしっかりと進めてもらいたい。」等の意見が述べられた。

(2) 県教育委員会のいじめ防止等の取組について

- 「いじめに関するアンケート」を5月、「こころと生活等に関するアンケート」を9月、「人権を確かめあうアンケート」を12月に実施した。「こころと生活等に関するアンケート」と「人権を確かめあうアンケート」は、一人一台端末を活用したアンケートとして実施した。また今年度、県内公立小学校及び義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部で「気付き見守りアプリ」の運用を9月より開始した。このマルチアンケートと「気付き見守りアプリ」をもとに小学校と義務教育学校前期課程を対象に「奈良県いじめ防止プラットフォーム」として運用している。
- 「各種教育相談」では、従来の来所・電話・メールの他に、SNSによる相談を行うなど多様なツールづくりを進めている。メール相談では、今年度から一人一台端末を所有し、いいネットアカウントも付与していることから、小学生も対象に加えた。昨年度から2つの期間で行っている「SNS相談ならCocoroライン」については、第1期(8月～9月)に2,061件のメッセージを受信し、相談を実施した。
- スクールカウンセラーを全公立中学校、義務教育学校、全県立高等学校及び公立小学校30校に配置している。スクールソーシャルワーカーは、6市13町12村及び全県立学校に派遣しており、小・中学校においては拠点校を中心に支援を行っている。児童相談員は、公立小学校20校に配置し、いじめ被害や不登校等に悩む児童の支援を行っている。
- 令和3年度から毎年12月を「いじめ防止強化月間」と定め、県のいじめ防止対策の一層の強化を図っている。具体的には、「人権を確かめあうアンケート」の実施、各学校においていじめ対策会議の開催及び「学校いじめ防止基本方針」の再確認、未解消事案への組織的な取組等を行った。アンケート実施後は、各学校で全体指導において活用するとともに、各面談等を実施しながら個別の対応を行っている。

※ 各委員より、「気付き見守りアプリ」について、「全国的にも例のない先進的な取組であるが、情報の蓄積にとどまらず、校内で共有し協議できるかにかかっている。」「教員が多忙な中で継続できるのかという点はあるが、メリットは大きいと考えられるので、焦らずに丁寧に説明し進めてもらいたい。」「継続することが重要であるが、させられると継続しにくいものとなるため、学校における雰囲気作りが重要である。」等の意見が述べられた。また、「人権を確かめあうアンケート」の結果について、児童生徒に配布する資料の改善点等に関する助言が述べられた。

(3) 個別の情報等が含まれる事案等について(非公開のため不掲載)

(4) その他

※ 各委員より、「学校も法の時代に入っている。いじめは存在するということを学校に徹底して伝え、見逃しのないように取り組むことが大切である。」という意見や、「学校には『いじめはあってはならない』という風土があるが、いじめはあるものとして捉え、見逃し0(ゼロ)を目指すことが大切である。」等の意見が述べられた。